

## 令和 5 年度事業報告

博多水先区水先人会  


本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等一部を改正する法律(平成 18 年法律第 38 号)」により改正された水先法に基づき、平成 19 年 4 月 1 日に法人水先人会として設立された。

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

これらの目的を達成するため、本会は、会則第 4 条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
  - (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
  - (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
  - (4) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策
- その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

### 1. 重 点 事 業

令和 5 年度は、利用者の信頼に応え得る水先業務の遂行に資すると共に、引受窓口業務の円滑な実施を図り、本会の事業体制の確立及び事務所運営の整備並びに後継者確保と育成を重点事業として推進して来た。

### 2. 各 事 業

#### (1) 適 正 化 事 業

- ・令和 5 年 6 月及び令和 6 年 3 月通常総会、令和 5 年 6、7、8、10 月及び令和 6 年 1、3、4 月に開催した臨時会議を通じて業務上発生した事例について AIS 航跡図等を基に討議し水先業務の適正な運営に関する指導を行った。
- ・令和 5 年 7 月、10 月の連合会及び IMPA 主催乗下船安全キャンペーン、また令和 5 年 9 月タグ、水先艇の安全研修を実施した。
- ・エーゼント会特別例会（業務運営協議会）はコロナの影響により、中止となった。
- ・水先業務の技術向上を目的として全水先人の相互による検証を実施した、
- ・日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業へ協力した。

## (2) 水先人の養成関連事業

- ・一級水先修業生に対し、令和5年9月から令和6年3月の間、水先人個別教育として乗船実務指導を実施、また閥門水先人会事務所にてシミュレーションによる操船指導、訓練を実施した。一級水先人 1名 令和6年4月開業。
- ・令和7年は採用の予定なし。
- ・会員に対する、船舶航行及び会員自身の安全確保並びに水先人としての業務運営に関する教育・訓練を実施した。

## (3) 取次窓口業務の事業

- ・会員の行う水先業務の引受けに関する事務の的確な実施。
- ・適正な事務を行うための引受基準要領の改正。
- ・会員のための料金収受事務の的確な実施。

## (4) その他の事業

- ・台風等・津波対策委員会に委員長（当会会長）として出席し安全対策について福岡海上保安部、各委員と討議した。
- ・西部海難防止協会主催の博多港浚渫整備に伴う航行安全対策調査委員会に出席討議した。
- ・博多港ポートラジオと、事例を基に適切な情報通達について検討した。